

生駒市条例第 8 号

生駒市母子医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市母子医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市母子医療費助成条例（昭和 53 年 9 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例

第 1 条中「母子家庭の母子」を「ひとり親家庭の親子等」に改める。

第 2 条中「母子家庭の母子」を「者」に改め、「（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるもの」を削り、同条第 1 号ア中「18 歳未満の児童（」を削り、「者をいう。以下同じ」を「児童（以下「対象児童」という）」に、「者及びその 18 歳未満の児童」を「もの」に改め、同号ウ中「イに掲げる児童」を「エに掲げる者」に、「又は婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子」を「、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「18 歳未満の児童」を「対象児童」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 母子及び寡婦福祉法第 17 条に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合

を含む。以下同じ。)をしていないもの又はこれに準ずる者（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

第2条第2号中「。ただし、生駒市内に住所を有する者に扶養又は養育されている前号ア又はイの児童については、この限りでない。」を「（生駒市内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち生駒市外に住所を有するものを含む。）」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 市長が別に規則で定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。